

支 部 長 様
分 会 長 様
養護教員 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞
養護教員部長 田村 香代子

「職員の健康診断業務」を養護教員に押しつけさせない年度末・年度初のとりのりくみ

年度末の諸とりくみに敬意を表します。

さて、養護教員、とりわけ複数配置（3 ヶ月配置を含む）養護教員に対して、「職員の健康診断業務」を押しつける校長が、いまだ居なくなりません。これは一部校長の「誤った独断的な考え※」から生まれた動きです。

本来、「職員の健康診断業務」は、労働安全法に基づき管理職が責任をもって行うべきものです。一方的に養護教員に「職員の健康診断業務」を押しつけることは、福利課が新高教との合意に基づき 2008 年 1 月 25 日に発出した通知文に反するものです。これを踏まえ、2011 年 1 月 24 日に養護教員部では「養護教員部の勤務労働条件に関わる要求書」に基づく県教委交渉を行い、別紙の回答を得ています。

2022 年度も、2022 年 11 月 30 日に対県交渉を行い、「平成 20 年 1 月 25 日付けの福利課からの通知文につきましては、県立学校における安全衛生管理体制の整備を進めるため高教組との合意に基づき発出した文書であり、通知の主旨につきましては当然尊重すべきものと考えています。年度初めの県立学校長会議等に於いても説明しており、校長は学校の実態を踏まえて校務分掌に位置付け、業務の分担をお願いしているものと考えています。」「免許取得後速やかに変更するよう、引き続き個別に要請を行ってまいります。」との回答を得ています。

このことを踏まえ、校長が養護教員に対して、一方的に「職員の健康診断業務」を押しつけることがないよう、養護教員が組合員であるか否かにかかわらず、下記のとりくみをお願いします。

※誤った独断的な考え：『職員の健康診断業務』に携わることを前提に養護教員を複数配置している。」

※誤った独断的な考え：『職員の健康診断業務』は養護教員がするべきだ」という誤った認識に立つ。

尚、関連資料が必要な場合は本部・養護教員部担当担当（遠藤・五十田）までご連絡をお願いします。

記

1. 2022 年度末のとりのりくみ

1) 分会会議を開催し、以下のことについて意思統一を行います。

(1) 「職員の健康診断業務」は管理職の責任で行う業務であること。

(2) 養護教員も一職員として管理職により健康を管理される側にあり、「職員の健康診断業務」を管理職が一方的に押し付けることは、県教委の回答（2011 年 1 月 24 日：後述）および通知（2008 年 1 月 25 日）に反することから認められないこと。

養護教員は本務でない「職員の健康診断業務」を引き受けないこと。

(3) プライバシーの保護の観点から、管理職以外の職員に身体に関する情報を提供することおよび処理させることは認められないこと

- 2) 校長交渉を行い、分会会議で意思統一をした上記3点について校長に通告します。
- 3) 校長が県教委回答および県教委福利課通知を無視して職員に押しつけてきた場合は、本部と連携して対応します。

2. 2022年度初のとりのくみ

- 1) 分会会議を開催し、「職員の健康診断業務」を管理職の責任で行わせることを意思統一します。
- 2) 『職員の健康診断業務』を養護教員に押しつけることを認めない通告書(別紙1)で全分会員署名を行います。
- 3) 以下のことについて校長交渉を行います。
 - (1) 管理職が、「職員の健康診断業務」を、責任をもって行う体制になっているかを確認する。
 - (2) 養護教員に押し付ける動きがある場合には、
 - ① 分会として認めないこと
 - ② 養護教員は本務でない「職員の健康診断業務」を引き受けないことを、分会員署名の「通告書」(別紙1)を提出し通告する。

※県教委は「養護教諭」と表現していますが、新高教は「養護教員」で統一しています。
- 4) 分会は、法令順守で、「職員の健康診断業務」は、校長の責任で行うようとりくんで下さい。それでも校長が職員に押しつけてきた場合は、本部と連携して対応することとします。

【根拠法令等】

学校保健安全法第15条(職員の健康診断)

学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

学校教育法第37条

1 1 教諭は、児童の教育をつかさどる。

1 2 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

労働安全衛生法66条(健康診断)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

学校安全衛生規則第44条(定期健康診断)

事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

新潟県立学校職員安全衛生規定第24条(健康診断の実施)

校長は職員に対して、次の各号に掲げる健康診断を実施しなければならない。

【2011年1月24日県教委交渉でのおもな回答】

1. 「職員の健康診断業務」は養護教諭の本務ではない。養護教員の本務は児童・生徒の健康管理である(保健体育課)。
2. 平成20年1月25日発出の通知は、高教組との合意の内容であり、その通知のおかげで労安体制が整備されてきた。非常に大切な通知で毎年4月に副安全衛生管理者(主に教頭)に通知の周知をはかっている。その中で、「職務命令」を口にして養護教員に押しつけているという事例があると高教組から聞いて、ちょっと困っており憂慮している。さらに周知を徹底したい(福利課)。
3. 保体課および福利課の回答の通りである(高校教育課)。

以上

(別紙1)

2023年 月 日

学校長 様

学校分会

分会長

㊟

養護教員

㊟

「職員の健康診断業務」を養護教員に押しつけることを認めない通告書

職員の健康診断は、労働安全衛生法（第66条）に基づき管理職が責任をもって行うもので、一方的に養護教員に対して「職員の健康診断業務」を押しつけてくることは、2008年1月25日付け福利課が発出した高教組との合意に基づく通知文（教福第268号）にも反するものです。さらに養護教員部が2011年1月24日に「養護教員の待遇改善に関する要求書」に基づく県教委との交渉を行い、県教委より「『職員の健康診断業務』は養護教諭の本務ではない」「養護教諭に対して職務命令を口にして『職員の健康診断業務』を押しつけることは通知の趣旨に合わない」との回答を得、また2022年11月30日の養護教員部の対県教委交渉においても同様の回答を得ています。

このことを踏まえ、校長が養護教員に対して一方的に「職員の健康診断業務」を押しつけることは、毎年福利課が確認して指導している高教組との合意に基づく通知に反することから絶対に認められないこと、および養護教員は本務でない「職員の健康診断業務」を引き受けないことを表明し、ここに通告します。

	名前	名前	名前
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

以上

新高教発第 65 号

2023年1月28日

支 部 長 様
分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

県教委「実習助手の呼称について（通知）」の徹底について

連日のご健闘に敬意を表します。

さて、実習教員部は毎年県教委交渉で2010年4月1日付教高第49号通知の内容をふまえ、学校における公文書以外の文書等においては、実習教員または実習教諭という呼称を用いることを要求しています。県教委は「実習助手の呼称について通知の趣旨を校長に通知している。研修会等で継続して指導している。」と回答しています。そこで以下のとりくみを要請します。

記

1. 校長への申し入れ

(1) 期間 2月6日（月）～2月24日（金）

(2) 内容

- ①添付資料にある県教委通知の徹底を校長に申し入れる。
- ②離任式や入学式での紹介、校務分掌表などにも「実習助手」としないよう要請する。
- ③校内での呼称について全教職員へ県教委通知の趣旨を理解させるよう要請する

2. 不明な点は高教組本部実習教員部担当（遠藤）まで

以 上

教 高 第 4 9 号
平成22年4月1日

県立高等学校長 様
県立中学校長 様
県立中等教育学校長 様

高等学校教育課長

実習助手の呼称について（通知）

このことについては、「実習助手の呼称に関する要綱」で定めているところですが、当分の間、実習教諭又は実習教員の呼称の発令のない者を、校内的に実習教員と称することができるものとします。

なお、今後、関係規則及び要綱の整備を進めることとします。

担 当 高等学校教育課管理係
管理係長 飯田昭男
電 話 025-280-5610

新高教発第66号
2023年1月28日

支部長 様
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

再任用者の組合加入（継続）・新規加入について

連日の諸とりくみに敬意を表します。

さて、2014年度から雇用と年金の接続の観点から再任用制度が本格実施になり、これまでの運用状況から配置校や勤務態様などの課題が浮き彫りとなっています。

さらに、国家公務員及び地方公務員の定年延長が2023年度より段階的に導入されることとなったことから、地公労及び新教連でも課題解決に向けた交渉を強化し、再任用者の処遇改善と組織化を進めていくこととしています。つきましては、今年度末をもって定年退職される職員への意向調査と、組合加入（継続）・新規加入の呼びかけをお願いいたします。

記

1. 対象者 今年度末定年退職者全員
2. 分会のとりくみ
 - (1) 2月末までに、再任用希望があるか確認してください。
 - (2) 再任用希望がある場合は、フルタイム希望か短時間勤務のどちらを希望されているか確認してください。
 - (3) 新高教の組合加入（継続）の呼びかけと加入確認をしてください。
 - (4) 加入希望者には加入用紙（Ⅲ）を記入していただいて下さい。
 - (5) 別紙資料「定年退職される皆様へ」は、必要分を増す刷りして使用をお願いします。
3. 報告期限 2023年2月24日（金）
4. 報告方法 別紙報告用紙により2月支部会議等や郵送で報告願います。

<参考>

再任用結果通知の日程について

再任用勤務形態 2月中旬頃

配置先（勤務校） 3月下旬（人事異動内示と同日程）

以上

別紙

定年退職教職員の 組合加入（継続）・新規加入状況報告用紙

報告締め切り 2023年2月24日（金）新高教本部

2023年 月 日

分会名

報告者氏名 (役職)

※再任用希望、組合加入は○を記入してください。

※その他の場合は、声かけの反応などの状況を記入してください

氏名	職種	再任用希望			再任用希望者の方 の組合加入
		フルタイム	短時間	希望しない	

定年退職される皆様へ

2023年2月
新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

再任用者の組合加入（継続）・新規加入について

2013年度末定年退職者から、公的年金の支給開始が段階的に引き上げられ、定年退職後の無収入期間の生活保障のために、再任用制度が2014年4月から開始になりました。

これまでの運用状況から、配置校や勤務態様など課題が浮き彫りになり、2018年度には異動希望地を2つ以上書かせようとした高校教育課に対して従来通り「希望する範囲」にとどめさせてきました。

しかし、2019年度末には「フルタイム勤務希望を短時間勤務にしてもらう可能性がある」との相談が本部に相次ぎ、希望通りの勤務形態を求めて県教委に抗議を行いました。県教委は「学級減による過員処理が定年退職者数を上回り、再任用希望者を全員雇用するためにはフルタイム希望者を短時間勤務に変更してもらうしかない。」と理由を説明しましたが、フルタイムと短時間では処遇の違いがあり生活に影響が大きいと希望実現を要請しました。

2021年4月には再任用教職員アンケートにとりくみ、秋の交渉にも重点課題として県教委の姿勢を迫ってきました。さらに公務員定年延長が2023年度より段階的に実施されることとなり、給与水準や退職金の扱いなど地公労及び新教連でも課題解決に向けた交渉を強化しています。

再任用者の労働環境・条件整備のためにも、 組合加入（継続）をお願いします

再任用希望の方々には2014年から以下のように新高教に加入（継続）していただいています。

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
継続	14人	24人	9人	10人	12人	16人	22人	28人	26人

注：再任用の本格運用に伴う再任用者の組合費について

新高教第80回定期大会（2013年6月30日）決定事項

フルタイム勤務者 2,000円/月

短時間勤務者 1,000円/月

※高教組本部から年2回（概ね6月と11月）6か月分を、ご本人宛にご請求させていただきます。

支 部 長 様
分 会 長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞

「総がかり行動北信越ブロック集会」への参加要請について

連日のとりくみに敬意を表します。

さて、昨年 12 月、安保関連 3 文書の改訂が国会の議論もなく閣議で決定されました。これらの文書には敵基地攻撃の容認や防衛費の増額が書き込まれています。倍増する防衛費は、専守防衛を超えて敵基地攻撃を可能にする兵器を米国から大量購入することが原因です。このままでは憲法 9 条が空洞化され、米国の戦争に巻き込まれていくことになります。

こうした状況を受けて、平和フォーラムなどが参加する「戦争させない・9 条壊すな！総がかり行動実行委員会」が企画して、全国 8 ブロックで集会が開催されます。北信越ブロックでは、新潟が開催地となります。

つきましては、下記のとおり要請いたしますので、多忙な折ですが、分会からの参加をお願いします。

記

1. 日 時 2 月 25 日(土) 13:30~16:00
2. 会 場 新潟県民会館大ホール (新潟市中央区一番堀通町 3-13)
3. 内 容 講演：柳澤協二さん (元内閣官房副長官補)
佐々木寛さん (新潟国際情報大学教授)
各県報告など
4. 参加要請 各分会 1 人
5. 参加報告 下記様式にて 2 月 17 日(金)までに本部へ報告ください
(FAX は勤務時間外の送信をお願いします)
6. 主 催 9 条改憲 NO! 全国市民アクション@新潟、市民連合@新潟、戦争させない・9 条壊すな! 総がかり行動実行委員会
7. その他 不明な点は本部(025-265-4151(浅川))まで問い合わせください

以 上

新高教本部 FAX 025-231-1036

「総がかり行動北信越ブロック集会」 参加氏名報告書

分会名() 報告者名()

参加者氏名	
-------	--

報告期限 2 月 17 日(金)

新高教発第68号
2023年1月28日

支部長 様
分会長 様

新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 遠藤 丞


「トリチウム等を含む ALPS 処理水の海洋放出方針の再検討を求める署名」 のとりくみについて

連日のとりくみに敬意を表します。

さて、「原発のない福島を！県民大集会」実行委員会は、2020年4月から「トリチウム汚染水の海洋放出に反対する署名」にとりくみ、福島県内をはじめ、全国、さらには海外からも多くの賛同を得て、45万筆超の署名を集約し、国に提出し、陸上保管等の再検討を求め、海洋放出を行わないよう求めてきました。しかし、国は、このような声に応えることなく、2021年4月13日に海洋放出の方針を決定しました。そして今年の春から夏の間に海洋放出をすると報道がありました。「原発のない福島を！県民大集会」実行委員会は、改めて署名にとりくんでおり、平和フォーラム、原水禁でも署名にとりくんでいます。

については、新高教においても、下記の通り署名にとりくみますので、各位のご協力をよろしくお願いします。

記

1. 件名 トリチウム等を含む ALPS 処理水の海洋放出方針の再検討を求める署名
2. とりくみ要請 組合員1人1筆以上
3. とりくみ期間 3月末までに本部へ提出
4. 提出先 **新高教本部** (〒951-8133 新潟市中央区川岸町 2-11-4 高校会館)
5. その他 新高教集約分を「福島県平和フォーラム」へ送付いたします。
電子署名も行っています (Change.org)。
URL <http://chnng.it/gbDYjGqvMs> QR コード 
不明な点は本部組織担当 (浅川：025-265-4151) までお問い合わせください。

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
東京電力ホールディングス株式会社社長 様

トリチウム等を含むALPS 処理水の海洋放出方針の再検討を求める署名

政府は、2021年4月13日、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う「トリチウム等を含むALPS処理水」の海洋放出方針を決定しました。海洋放出については、多くの国民、福島県民が様々な懸念を抱き、反対の意思表示をしています。しかし、これらの懸念や反対意見に対して十分な回答や説明がなされないままに、一方的に海洋放出の方針決定がなされたことは、極めて不誠実です。

さらに、漁業関係者との「関係者の理解なしには如何なる処分も行わない」という約束を反故にし、漁業関係者の強い反対を押しつけて決定したことは、原発事故による大きな被害の上に、さらに「人々に犠牲を押し付けながら廃炉・汚染水対策を進める」という廃炉方針に他なりません。

海洋放出による影響は、「風評」にとどまらず、多くの漁業従事者、生産者に廃業の不安や後継者育成へのあきらめを抱かせるなど、生業が再び奪われる危機的な問題を抱えています。福島県の生産者団体は、「不安や風評被害が発生せず本県漁業・水産業をはじめすべての産業において復興が阻害されず着実に進展していけるということに確信が持てるまでは、海洋放出には反対する。」と表明しています。

ALPS 処理水は、事故を起こした原子炉から発生する放射能汚染水であり、通常原発から出るトリチウム汚染水とは濃度も量も全く違います。国及び東京電力には、2年後の海洋放出の強行をせず、処分方針の再検討を強く求めます。そして、ALPS 処理水の陸上保管を継続し、トリチウムの除去についても積極的に技術開発に取り組み、安全な処理方法の確立と漁業者はもとより国際社会や国民の理解と世論形成を行うことを強く要請します。

【 要 請 事 項 】

- 東京電力福島第一原子力発電所のトリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出は、国際社会および国民の理解が得られない限り強行しないこと。
- ALPS 処理水の処分方針を再検討し、陸上保管を継続しつつ、トリチウムの除去の技術開発など安全な処理方法の確立に努め、海洋放出を強行しないこと。

名 前	住 所

呼びかけ団体	取り扱い団体
「原発のない福島を！県民大集会」実行委員会 問い合わせ先：「原発のない福島を！県民大集会」実行委員会事務局 960-8105 福島県福島市仲間町4-8 ラコパふくしま4階 福島県平和フォーラム内 TEL 024-522-6101	新潟県平和運動センター

● オンライン署名もあります。

